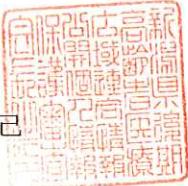


答 申 書

新 広 情 第 1 号
平成 22 年 9 月 21 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成 22 年 9 月 21 日付け新広総第 164 号での諮問について、当審査会の意見は、下記のとおりとする。

記

1. 「高齢者所在不明問題」の対応としての年金支給の適正化に関する対策に係る情報提供

(1) 実施機関以外のものに個人情報を提供するもの（個人情報保護条例第 8 条第 2 項）

審査会の意見	年金支給の適正化を目的とする提供については、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を提供した場合の本人への通知をしないこととすること（個人情報保護条例第 8 条第 4 項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしないことが適当であると認める。
--------	--

2. 「高齢者所在不明問題」の対応としての住民基本台帳の内容の正確性の確保に係る情報提供

(1) 実施機関以外のものに個人情報を提供するもの（個人情報保護条例第 8 条第 2 項）

審査会の意見	住民基本台帳の内容の正確性の確保を目的とする提供については、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。
--------	---

(2) 個人情報を提供した場合の本人への通知をしないこととすること（個人情報保護条例第 8 条第 4 項）

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしないことが適当であると認める。
--------	--